

令和6年2月13日

組合員各位

全日本畳事業協同組合
理事長 石河 恒夫

たたみ振興議員連盟総会開催

平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

去る2月5日、国会議事堂の道向かいに建つ参議院議員会館地下会議室におきまして、たたみ振興議員連盟総会を開催しました。



幹事長である有村治子参議院議員と昨年来から準備を行い、8年ぶりの開催となりました。何人もの議員の方々が新たに入会され、当日は代理を含め30名の議員出席で総会が成立。新たな役員人事も承認され、金子恭之衆議院議員が会長に就任されました。全日豊理事および日本豊産業協会役員2名、省庁からも14名の御出席を頂き、総参加者64名で盛大に開催されました。



就任の挨拶：金子恭之新会長 入会された柴山昌彦元文科相 全日豊石河理事長

能登半島地震により各省庁でも応援派遣等により人員が少ない中、経済産業省、農林水産省、国土交通省、厚生労働省すべての豊担当課より室長・課長に出席頂く事ができました。

省庁からは経済産業省および農林水産省より、近年の豊を取り巻く情勢についての説明がありました。昨年、有村先生主催の勉強会をスタートに各省庁とのやりとりは続いており、今回はさらに一步入り込む質問を行いました。



司会進行ならびに後半の省庁との勉強会までお付き合い頂いた有村治子参議院議員は引き続き幹事長として、右は新事務局長の馬場成志参議院議員。

たたみ振興議員連盟 新役員

2024. 02. 05

会長	金子	恭之
副会長	河野	太郎
	棚橋	泰文
幹事長	有村	治子
副幹事長	松村	祥史
	丹羽	秀樹
事務局長	馬場	成志
事務局長代理	小林	茂樹
事務局次長	保岡	宏武
	中野	洋昌

たたみ振興議員連盟総会 出席者

経済産業省

製造産業局 生活製品課長

厚生労働省

技能五輪国際大会推進室長

主任職業能力検定官

国土交通省

住宅局 住宅生産課長

住宅局 住宅総合整備課

大臣官房 官庁営繕部 整備課

農林水産省

農産局 地域対策官 果樹・茶グループ長

地域作物第二班 課長

文部科学省

文化庁文化資源活用課

文化財第一課

全日本畳事業協同組合

【執行部役員】

理事長 石河 恒夫 (岐阜)

副理事長 佐々木 誠喜 (宮城)

専務理事 大平 雅章 (三重)

総務委員長 岡田 暁夫 (埼玉)

技能推進委員長 堀田 登喜夫 (山梨)

事業委員長 的場 貴之 (滋賀)

品質管理委員長 吉金 英明 (大阪)

相談役 米花 俊明 (広島)

【理事】

中島 三喜 (福島) 半沢 雅之 (群馬) 池田 雅晴 (千葉)

神崎 征美 (神奈川) 新井田 智 (新潟) 村田 実 (富山)

森川 正平 (岡山) 岡添 雅也 (高知) 久保田 義秋 (福岡)

荒木 敏昭 (長崎)

(一社) 日本畳産業協会

名誉会長 佐藤 清光

副会長 佐々木 信晴

令和6年2月5日

たたみ振興議員連盟 会長
衆議院議員 金子 恭之 様

全日本畳事業協同組合
理事長 石河 恒夫

はじめに、1月1日に発生しました令和6年能登半島地震により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。行政そして民間の支援が被災地の復興につながり、被災者の皆様に1日も早く平穏な日常が戻りますことを願ってやみません。

本日は御多忙の中、本議員連盟総会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。議員の先生方、そして各省庁の畳担当課の皆様には、平素より畳業界にご尽力とご指導を頂いておりますことを、畳業界を代表いたしまして深く感謝申し上げます。

畳産業は、藁草生産者から流通業者、そして全国およそ5000店の畳店に至るまで、多くの事業者が携わっております。しかしながら現況は、若者の畳離れや製造業の後継者不足、仕入れコストや経費増加等の理由から、廃業をされる畳店が年間約200人にも上ります。国内藁草最大生産地である熊本県八代市でも、この10年間で作付面積・農家戸数ともに半減し、直近では畳表生産農家数が296軒になっております。

全日本畳事業協同組合では、執行部役員に積極的に若い理事を登用するため、昨年定款の改正を行いました。若い世代に向けたSNSでの畳の良さや魅力の発信に力を入れています。また今年で10回目開催となった全国畳販売促進キャンペーンtata（タタ）には、全国の消費者から5596枚のハガキ応募を頂くなど、畳店のモチベーションを高めるイベントを開催して、業界の厳しい現況に立ち向かっております。

畳業界にはいくつかの全国組織がございます。その中でも最大の組織が全日本畳事業協同組合であり、令和5年度では2180名が加入しています。弊組合理事長であります私が他団体の役員にも就任するなどして、団体同士が今までにも増して協調関係を構築することができています。しかしながら、我々民間団体だけではどうしても解決できない問題も多く存在します。木造建造物を受け継ぐための畳の伝統技術は、2020年にユネスコの無形文化遺産にも登録されました。日本という国になくてはならないこの畳を、どうか未来に継承していただけますよう、御指導、お力添えをお願いする次第であります。

〈要望書・質問書〉

経済産業省

平素は JISA5917 衝撃緩和畳床の普及にお力添えを頂いております事を感謝申し上げます。今後も(一社)日本建材・住宅設備産業協会を通じて、定期的な JIS 改訂を協議していきます。引き続き宜しくお願い致します。

厚生労働省

①技能士制度の管理について

技能制度の見直し(更新)につきまして、厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室より令和 5 年 6 月 30 日付にて、下記の回答(抜粋)を頂きました。「技能検定は就業制限を課す資格ではないことを踏まえ、更新制度は設けていません。一度身につけた技術は技能は容易に失われるものではないと考えておりますが、都道府県職業能力協会においては、評価対象能力の変化の大きな職種・作業を選定の上、当該職種・作業の技能検定合格者を対象として、フォローアップ講習を実施することにより、近年の技術革新等を踏まえた情報共有の場の確保に努めています。」職業能力開発協会が把握している技能士数は、1969年に新職業訓練法が制定されて以来、54 年間にわたり試験に合格した人の累計数であります。実際にはおよそ 2/3 の方々は既に亡くなっていると推定されます。確かに一度身につけた技能は一生ものかもしれませんが、一生を過ぎた人数をも含めているのは如何なものでしょうか？合格証書は厚生労働大臣の署名、固有番号付きで発行されています。マイナンバーが普及しデジタル庁も創設され、省庁間でデータを共有すれば資格者の現存人数などは容易に判明するはずで、国家資格なのですから、人数の把握などは一丁目一番地のはず、これからの若い人たちが技能士資格を取得しようと思うような、しっかりと管理された国家資格でなければ、いくら技能士の資質向上とビジョンを掲げても、資格のステータスは変わりません。またフォローアップ講習については、現況として、技能士団体の自主的な開催に留まっており、近年の技術革新等を踏まえた情報共有の場の確保になっているかどうかは疑問です。中央職業能力開発協会において、技能士の管理がなされる事を強く望みます。地方の職業能力開発協会に委託するなど、方法はいくらでもあると考えます。

②畳製作技能士の特級新設について

中央職業能力開発協会の技能検定部より、技能検定受験者数が年間 100 名を下回っており、今後、隔年開催になるとの報告を頂きました。そこで特級技能士の新設を行って受験者を増やす提案を致しました。畳業界も今までのような職人一筋というスタイルでは、変わりゆく社会に取り残される懸念があります。仕事のマネージメントを行える責任者を育てて行く事も重要です。検定問題の新設などもあり年単位に時間を要しますが、どうか特級技能士新設に伴うサポートが頂けますようお願い致します。

国土交通省

①内装仕上工事区分

畳工事は、国土交通省が明示する業種区分におきまして、他の 8 業種と共に「内装仕上工事」に区分されております。畳工事は現場で0.3ミリ単位で採寸を行い、その部屋に相応しい寸法の割り付けを行います。部屋が正確な長方形であることはまずなく、完全なオーダーメイドになります。畳を製作した後に再び現場に向かい、敷きつめて納品します。建築設備や素材の多くに見られるような、既製寸法で完成したものを現場で取り付けるのとは全く異なります。高度な採寸および製造技術がなければ、部屋にぴったりと畳を敷きつめる事はできません。

2020年12月には、木造建造物を受け継ぐための伝統技術として17の選定保存技術が、ユネスコの無形文化遺産に登録されました。これらの技術は、畳工事が木造建造物の重要なパートを担っているからに他なりません。この17の伝統技術を考察しますと、大工・左官・屋根工事はそれぞれ業種区分として独立していますが、畳工事だけが内装仕上工事のグループに属しています。

昨年、有村先生の勉強会で配布頂きました資料「業種区分の見直しの基本的な考え方」には、「適正な施工の確保又は社会的課題の解決に顕著な効果が見込まれること」と記されています。現在、畳事業者ではない他の内装仕上げ業者が公共工事にて畳の落札を行い、安価な価格で丸投げをしているという報告が寄せられています。安価であるが故に、請け負う畳事業者も限定され、それなりの仕事でしか対応できないという事になります。このような事態はまさに、消費者が質の担保されない畳を提供される事に他なりません。「適正な施工の確保」を実現するためには、専門職が落札して自らが施工するに限ります。入札の盲点をつくような落札は、社会的問題に発展する可能性さえあります。

畳工事は、他の工事とは全く異なる日本の伝統技術である事を踏まえ、今一度、業種区分の見直しについて着目して頂く事をお願いする次第です。

②住生活基本計画について、

住生活基本計画(全国計画)別紙1の居住性能(10)「高齢者等への配慮」についてですが、「段差の解消、手すりの設置、廊下幅の確保、便所の配置等に関し、」と記載されている文中の中に、「衝撃緩和型畳の設置」という文言を加筆して頂きたい。衝撃緩和型畳は高齢者、歩行困難者、子ども又は介護者が、快適な生活を送るための安全居住に寄与します。

③能登半島地震における復興計画(仮設住宅)について

東日本大震災や熊本地震では、仮設住宅に畳を採用して頂きました。断熱材である畳は、寝転がって被災者の体を休めて頂ける建材です。畳業界の利益のためとかではなく、被災者の方々に畳ができることがあるはずです。プレハブ建築協会の仕様によれば、畳ではない薄い床材が今回使われるような事もお聞きしております。あくまでも被災者の方々の御意向、石川県の要望が一番ですですが、少なくとも選択肢の一つとして畳を選んで頂けるよう御配慮をお願いするものです。

農林水産省

全日本畳事業協同組合は熊本県産畳表の販売振興のための組織、全国い産業連携協議会を構成する 3 団体の一つとして加わっております。畳表の唯一の購買者は畳店であり、お客直接対峙する販売サイドの視点は極めて重要と考えられます。今後ともご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。

文化庁 →質問書提出済→書面にて回答

文化財の施工・入札制度

登録文化財の補修(畳替え)のフローチャートをお示し頂けますか。どのような形で需要が発生し、どうやって施工業者が決まり施工が行われるのか。また補修の際の施主様の負担額など、全般の資料がありましたら御呈示頂きたい。